

令和4年台風第15号で 農地等が被災された農業者の皆様へ

令和4年台風第15号で被害を受けた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。
農地等が被害を受け、**復旧工事を実施された**皆様への補助事業のご案内です。

対象者

- ①市内に農地等を所有又は借り受け営農し、今後も営農の意思のある農業者（団体含む）
※令和3年又は直近事業年度の確定申告等における農産物販売金額が50万円以上の者に限る
- ②上記条件を満たす農業者に農地等を貸している土地所有者

補助対象経費

令和4年台風第15号により被害を受けた農地及び農業用施設の原形への復旧に要する費用
→工事請負費、材料費、労務費、重機等の賃借料など（費用が発生し領収書があるもの）

- ・農業用施設とは…**ため池、農業用道路などの「農地に付帯する施設」のみ**
- ・**農業用道路はモノレール（レールの部分のみ）を含む**
- ・復旧費用の合計が**税別10万円を超えるもの**であること
- ・原形に復旧することが不可能な場合、当該農地等の効用を復旧するための費用であること
- ・下記受付期間内に復旧工事及び業者等への支払いを完了すること

※補助対象とならないもの…農業用ハウスや倉庫等の再建・修繕、農業用・加工用機械の取得
・修繕、種子・種苗、肥料等の購入費等

※公共災害復旧事業等の他の補助事業の対象となったものは本事業の対象外

NEW

モノレールの
レール部分を
新たに補助対象と
しました。

補助金額

復旧費用の**1/2以内の額（上限100万円）** ※申請者1人（1団体）
につき1回のみ申請可

提出書類

- ①補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②事業実績書（様式第2号）
- ③収支決算書（様式第3号）
- ④位置図（復旧箇所が分かるもの）
- ⑤農業に関する売上が確認できる書類（確定申告書の写しなど）
- ⑥復旧の状況が分かる書類（着工前後の写真など）
- ⑦復旧に係る作業内容が分かる書類（請求書の写しなど）
- ⑧領収書の写し
- ⑨請求書
- ⑩口座情報が分かる部分の通帳の写し

市ホームページ・電子申請



https://www.city.shizuoka.lg.jp/172_000230.html

※その他必要書類は裏面参照

受付期間

令和5年2月28日（火）まで

※やむを得ず期間内に工事等が完了しない場合には、別途ご相談ください。

提出方法

①**電子申請** 市ホームページ内（上記QRコード又はURLからアクセス）の専用フォームよりお申込みください。

②**郵送** 必要書類を以下の送付先にご郵送ください。
【送付先】〒424-8701
静岡市清水区旭町6-8 静岡市経済局農林水産部農業政策課

③**持参** 以下の窓口でも提出できます。
混雑が予想されるため、①電子申請、又は、②郵送での提出にご協力ください。

- ・静岡市農業協同組合 各営農経済センター
- ・清水農業協同組合 各営農センター及び営農拠点
- ・静岡市経済局農林水産部農業政策課（静岡市役所 清水庁舎6階）

支払時期

令和5年3月頃を予定

問合せ

ご不明な点等は、市コールセンターもしくは下記担当窓口までお問合せください。

①**市コールセンター（年中無休）054-200-4894**

【平日】 午前8時から午後8時まで 【土日祝日・年末年始】 午前8時から午後5時まで

②農業政策課 みかん・園芸・畜産係 054-354-2097
お茶のまち推進係 054-354-2089

【平日】 午前8時30分から午後5時15分まで

静岡県令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金 Q&A

Q これから復旧工事等を行う場合も対象となりますか。

A 対象となります。

復旧工事及び業者への支払いが完了次第、必要書類を添付し受付期間までにご提出ください。

Q 補助対象経費の範囲はどこまでですか。

A 工事請負費、材料費、労務費、重機等の賃借料その他の農地等の原形の復旧に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）です。

- ①工事請負費...復旧に要する工事費（人力による作業も可。ただし、業務委託に限る。）
 - ②材料費...土のう等
 - ③労務費...土砂等の運搬料及び処分費
 - ④重機等の賃借料...復旧に要する重機等の賃借料（オペレーター含む。）及び運搬料
- ※補助対象とならないもの...農業用ハウスや倉庫等の再建・修繕、農業用・加工用機械の取得・修繕、種子・種苗、肥料等の購入費等

Q モノレールやビニールハウス、製茶機械等は対象となりますか。

A 農業用施設の中には、本事業の対象となるものと対象外のものがあります。

本事業における農業用施設とは、ため池、頭首工、揚水機、用排水路、堤防等かんがい排水施設、農業用道路（農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設等）、橋梁、農地保全施設（地表水排除工、地下水排除工、抑止工等）など、農地に付帯する施設を指します。

- ①モノレールはレールのみ対象です。※単軌条運搬機（モノレールカー）は対象外
- ②ビニールハウス、製茶機械等は対象外です。

Q 任意の団体でも申請可能ですか。

A 申請可能です。

ただし、規約の定めがあり総会等で会計報告を行い、適切な事業実施と会計事務を行うことができる団体であることが条件となります。

以下の書類を追加で添付してください。

- (1) 定款、規約等
- (2) 団体構成員名簿

Q その他必要書類について教えてください。

A 以下に該当する場合、誓約書を添付してください。

- (1) 事業実施箇所が借地の場合
- (2) 当該農地の耕作者ではなく、当該農地の所有者が申請する場合であって、農業に関する売上が確認できる書類がない場合
- (3) 復旧の状況が分かる書類（着工前の写真等）がない場合

必要に応じて現地確認及び検査を行いますので、ご承知おきください。